

更なる最低賃金の引上げ及び中小企業支援を求める会長声明

- 1 厚生労働省が本年2月5日に発表した「毎月勤労統計調査2024年分結果速報」によると、現金給与総額（事業所規模5人以上）での実質賃金指数は、前年から0.2%の減少となり、3年連続での前年比マイナスとなった。物価上昇に労働者の賃金上昇が追いついていかず、名目賃金から物価変動の影響を除いた実質賃金の上昇率はほぼゼロ状態が続いている。労働者の生活を守り、経済を活性化させるためには、大企業だけでなく中小・零細企業も含めた全ての労働者の実質賃金の上昇を実現する必要がある、そのためには最低賃金額を大きく引き上げることが何よりも重要である。

2024年の全国加重平均51円という引上げ幅は過去最大のものであったが、他方において、物価の上昇が継続し、実質賃金の減少が長期的に継続してきたことに鑑みると、最低賃金の水準はなお不十分であると言わざるを得ない。

2025年6月13日に公表された「経済財政運営と改革の基本方針 2025」においては「2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続する」とされている。昨今の経済情勢・物価上昇傾向に照らせば、労働者が賃金によって人間らしい生活を送れるようにするためには、更なる最低賃金の引上げを図る必要がある。また、物価上昇による生活への影響が地方においても大きく現れていることに鑑みれば、最低賃金の地域間格差も速やかに解消されなければならない。

- 2 今般の最低賃金の引上げに際しては、これと合わせて、賃金額を引き上げる企業に対する適切な助成がなされなければならない。当会は、これまでも国の「業務改善助成金」制度の改善を繰り返し求めてきたところであり、史上最大の引き上げ幅となった今年度においては、広く同制度が活用されることが求められている。国は、現行制度の活用について、積極的な広報に努めるべきである。

また現行の「業務改善助成金」制度は、なお改善の余地が大きい。賃金の引上げは、そのこと自体によって労働者の労働意欲を喚起し生産性を向上させるものであるという視座のもと、①同助成金の申請に際して策定が求められる賃金引上計画について、引上予定額の幅の下限を引き下げる、②業務改善計画の策定を必須とせず、賃金引上計画のみによる助成を可能とする、③助成率及び助成上限額を引き上げる、などの改善を図るべきである。さらに、最低賃金の引上げと新規雇用の創出とを両立させるため、既存の事業場における最低賃金の引上げに対する助成のみならず、小規模事業者の創業・新規雇用創出の際の助成を拡充し、より利用しやすいものとするべきである。

また、最低賃金の引上げに伴う事業者の負担を緩和するために、事業場内最低賃金の引上げを行った事業者に対する社会保険料の事業主負担分の減免等の施策も、併せて行われるべきである。

- 3 以上から、当会は、政府に対し、最低賃金の更なる引上げを求めるとともに、実効性ある中小企業支援策の策定、実施を求めるものである。

2025年7月23日

千葉県弁護士会会長 金城 未来彦

